76 7 //	7D
	現
附属書 森林組合役員選任規程例	附属書 森林組合役員選任規程例
(11.7%)	
	第3条 役員は、総会の <u>議決</u> によって選任する。
② 役員の選任に係る総会招集の通知は、総会の10日前までに発し、総	(新設)
会に提出すべき役員の選任に関する議案を示して行うものとする。	
③ 前項の通知に際して、総会参考書類には、当該各号に定める事項を	(新設)
記載しなければならない。	
<u>1</u> 理事の選任に関する議案	
<u>イ</u> 候補者の氏名、生年月日及び略歴	
<u>ロ</u> 就任の承諾を得ていないときは、その旨	
<u>ハ</u> 候補者と組合との間に特別の利害関係があるときは、その事実	
<u>の概要</u>	
<u>ニ</u> 候補者が現に組合の理事であるときは、当組合における地位及	
<u>び担当</u>	
2 監事の選任に関する議案	
<u>イ</u> 候補者の氏名、生年月日及び略歴	
<u>ロ</u> 組合との間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要	
<u>ハ</u> 就任の承諾を得ていないときは、その旨	
三 監事が、理事に対し、監事の選任を総会の目的とすること又は	
監事の選任に関する議案を提出することを請求したことにより提	
出されたものであるときは、その旨	
ホ 総会において、監事の選任について、監事の意見があるときは	
④ 第2項の通知に際して、候補者の選任についての賛否(棄権の欄を	(新設)
の期限及び書面で議決権行使する場合の方法を記載した議決権行使書	
面(以下「議決権行使書面」という。)を交付しなければならない。	

女 正 後

(新設)

⑤ 第1項の決議は、正組合員の2分の1以上が出席しなければ行うことができない。この場合において、定款第51条の規定により代理人をもって議決権を行う者並びに定款第51条の2及び第6条の2の規定により書面をもって議決権を行う者は、これを出席者とみなす。 (削る。)

_「備考」

<u>定款において書面又は代理人をもって議決権を行うことができる</u> 旨を定める組合は、本条に次の1項を加える。

行

② 正組合員は、定款第51条又は第51条の2の規定にかかわらず、 前項の規定による役員の選任については、書面又は代理人をもっ て議決権を行うことができない。

(投票)

第6条 第3条第1項の決議は、無記名投票によって行う。

② • ③ (略)

④ 代理人は、投票しようとするときは、組合員名簿の記載その他により当該代理に係る本人の正組合員資格を明らかにしなければならない

0

(書面による議決権行使)

- 第6条の2 正組合員は、役員の選任について書面をもって議決権を行うときは、前条第2項の規定にかかわらず、定款第51条の2第3項の規定により役員の選任に関する議案について、議決権行使書面に賛否を記載し、これに署名の上、総会の日時の直前の業務時間の終了時(総会を招集する場合に定める事項として、理事会が特定の時(総会の日より前であって、総会の招集の通知を発したときから10日を経過した日以後の時に限る。)を定めた場合は、その特定の時)までに、この組合に提出しなければならない。
- ② 提出された議決権行使書面の取扱に関する事項は、役員選任投票の公正が確保されるよう規約で定める。

(投票)

第6条 第3条第1項の議決は、無記名投票によって行う。

② • ③ (略)

(新設)

(新設)

改 TF. 後 行 第6条の3 組合は総会の日から3月間、第6条の規定により提出され た投票用紙及び前条の規定により提出された議決権行使書面を主たる 事務所に備えて置かなければならない。 ② 正組合員は、組合の業務時間内は、いつでも、提出された投票用紙 及び議決権行使書面の閲覧又は謄写の請求をすることができる。 ③ 組合は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合 を除き、これを拒むことができない。 1 当該請求を行う正組合員(以下この項において「請求者」という 。) がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行 ったとき。 2 請求者が組合の業務の遂行を妨げ、又は組合員の共同の利益を害 する目的で請求を行ったとき。 3 請求者が前項の投票用紙及び議決権行使書面の閲覧又は謄写によ って知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行った とき。 4 請求者が、過去2年以内において、前項の投票用紙及び議決権行 使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に 通報したことがあるものであるとき。 (被選任者の決定、就任) (被選任者の決定、就任) 第9条 (略) 第9条 (略) ② (略) ② (略) |③ 第10条若しくは第11条の選任、法第52条の改選又は法第115条の規定|③ 第10条若しくは第11条の選任、法第52条の改選又は法第115条の規定 による決議の取消しによる選任の場合を除き、前項の規定による公告による議決の取消しによる選任の場合を除き、前項の規定による公告の の時が現任役員の任期満了前であるときは、その任期満了の時に就任 時が現任役員の任期満了前であるときは、その任期満了の時に就任する する。 (再選任) (再選任)

第10条 役員の選任に関する議案が総会において否決された場合、被選第10条 役員の選任に関する議案が総会において否決された場合、被選任 任者が、第1条各号のいずれかに該当することになった場合、若しく は死亡したことによって選任すべき役員の数に達しなくなった場合又 は法第115条の規定による決議の取消しの結果被選任者がなくなり、若 しくは被選任者が選任すべき役員の数に達しなくなった場合において 、その時期が就任前であるときは、その不足の員数につき再選任を行 わなければならない。

(注)

役員の選任の決議において書面又は代理人による議決権の行使を認め ない森林組合にあっては、附属書森林組合役員選任規程例の一部を次の ように改正する。

第3条を次のように改める。

(決議)

第3条 役員は、総会の決議によって選任する。

「備考」

定款において書面又は代理人をもって議決権を行うことができ る旨を定める組合は、本条に次の1項を加える。

② 正組合員は、定款第51条又は第51条の2の規定にかかわらず、 前項の規定による役員の選任については、書面又は代理人をもっ て議決権を行うことができない。

第6条第4項を削る。

第6条の2及び第6条の3を削る。

者が、第1条各号のいずれかに該当することになった場合、若しくは死 亡したことによって選任すべき役員の数に達しなくなった場合又は法 第115条の規定による議決の取消しの結果被選任者がなくなり、若しく は被選任者が選任すべき役員の数に達しなくなった場合において、その 時期が就任前であるときは、その不足の員数につき再選任を行わなけれ ばならない。

(新設)

	改	正	後	現行
(削る。)				附属書 森林組合役員選任規程例の特例
				41.日の思けの発力とよい、マキアロル(VIIIII)として発力をのだけと知り
				役員の選任の議決において書面又は代理人による議決権の行使を認め る森林組合にあっては、附属書森林組合役員選任規程例の一部を次のよう
				る株体組合にあっては、門属音株体組合役員選出規程例の一部を次のよう に改正する。
				CCATT A 20°
				第3条第2項を次のように改める。
				② 役員の選任に係る総会招集の通知は、総会の10日前までに発し、総会
				に提出すべき役員の選任に関する議案を示して行うものとする。
				第3条第2項の次に次の3項を加える。
				③ 前項の通知に際して、総会参考書類には、当該各号に定める事項を記
				載しなければならない。
				<u>1</u> 理事の選任に関する議案 イ 候補者の氏名、生年月日及び略歴
				ロ 就任の承諾を得ていないときは、その旨
				ハ 候補者と組合との間に特別の利害関係があるときは、その事実の
				概要
				<u>ニ</u> 候補者が現に組合の理事であるときは、当組合における地位及び
				担当
				2 監事の選任に関する議案
				<u>イ</u> 候補者の氏名、生年月日及び略歴
				<u>ロ</u> 組合との間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要
				<u>ハ 就任の承諾を得ていないときは、その旨</u> <u>ニ 監事が、理事に対し、監事の選任を総会の目的とすること又は監</u>
				<u>ー 監事が、埋事に対し、監事の選任を総云の自的とすることをは監</u> 事の選任に関する議案を提出することを請求したことにより提出
				されたものであるときは、その旨
				ホ 総会において、監事の選任について、監事の意見があるときは、

改	正	後	現 行
			④ 第2項の通知に際して、候補者の選任についての賛否(棄権の欄を設
			ける場合にあっては、棄権を含む。)を記載する欄、議決権の行使の期
			限及び書面で議決権行使する場合の方法を記載した議決権行使書面(
			以下「投票用紙」という。) を交付しなければならない。
			⑤ 第1項の議決は、正組合員の2分の1以上が出席しなければ行うこと
			ができない。この場合において、定款第51条の規定により代理人をもっ
			て議決権を行う者並びに第51条の2及び第6条の2の規定により書面
			をもって議決権を行う者は、これを出席者とみなす。
			第6条第3項の次に次の1項を加える。
			④ 代理人は、投票しようとするときは、組合員名簿の記載その他により
			当該代理に係る本人の正組合員資格を明らかにしなければならない。
			第6条の次に次の2条を加える。
			(書面による議決権行使)
			第6条の2 正組合員は、役員の選任について書面をもって議決権を行う
			ときは、前条第2項及び定款第51条の2第3項の規定にかかわらず、投
			票用封筒((甲)及び(乙)の2種とする。)を用意し、第3条第4項
			の投票用紙に賛否を記載し、これを投票用封筒(乙)に封入し、これを
			投票用封筒(甲)に封入し、その所定の欄に署名又は記名押印及び投票
			用紙在中と記載の上、総会の日の前日の業務時間の終了時(総会を招集
			する場合に定める事項として、理事会が特定の時(総会の日より前であ
			って、総会の招集の通知を発したときから10日を経過した日以後の時
			に限る。)を定めた場合は、その特定の時)までに、この組合に提出し
			なければならない。
			② 正組合員は、前項の規定により投票用紙を投票用封筒(乙)に封入す
			る場合には、同項の投票用紙以外のものを封入してはならない。 の
			③ 正組合員は、投票用封筒(乙)には、何も記載し、又は添付してはな
			<u>らない。</u>

改	正	後	現 行
			④ 正組合員は、第1項の規定により投票用封筒(乙)を投票用封筒(甲
) に封入する場合には、同項に規定する投票用紙を封入した投票用封筒
			(乙)以外のものを封入してはならない。
			⑤ 提出された投票用紙の取扱いに関する事項は、役員選任投票の公正が
			確保されるよう規約で定める。
			第6条の3 組合は総会の日から3月間、前条の規定により提出された投
			票用紙及び前条第1項の投票用封筒(甲)を主たる事務所に備えて置か
			なければならない。ただし、この場合において、投票用紙及び投票用封
			筒(甲)を対にして備えて置くことは要しない。
			② 正組合員は、組合の業務時間内は、いつでも、提出された投票用紙の
			閲覧の請求をすることができる。
			「備考」
			総代会制を採用している組合の場合は、この規程中「総会」を「総
			代会」、「正組合員」を「総代」と読み替えること。